

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	コメントの概要	金融庁の考え方
●中小企業金融円滑化法別紙様式関係		
1	中小企業者の判断基準は、申込時点の判断であり、実行時点で中小企業者の基準から外れることとなった場合は対象とならないという理解でよいか。また、貸付けの条件の変更等の申込みを受け、実行した後に、当該中小企業者が本法の対象とする中小企業者ではなくなった場合でも、開示・報告における累積額及び累積件数に含めておくという理解でよいか。	別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意1にあるとおり、同様式別表中の各欄の集計は、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた日を基準に行うこととされています。従って、債務者から貸付けの条件の変更等の申込みを受けた日において、当該債務者が法第4条第1項に規定する中小企業者の定義に該当するものと判断された場合には、貸付けの条件の変更等を実行する日において当該債務者が当該中小企業者の定義に該当しないものとなっていたときであっても、同様式別表中の各欄に集計することとなります。また、債務者から貸付けの条件の変更等の申込みを受けて、これを実行した後に、当該債務者が当該中小企業者の定義に該当しないものとなった場合であっても、累積額及び累積件数に含めることとなります。
2	別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意1において「別表中の各欄の集計は、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた日を基準に」行うとあるが、法施行日以後の申込み受付分から集計するという認識でよいか。法施行日前に申込みがあり法施行日以後に実行した条件変更は集計対象としないという理解でよいか。	貴見のとおりです。
3	債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの「取下げ」、あるいは、金融機関が当該申込みの「謝絶」をした事案の概要（別紙様式第2号の別表5、別表6、別表9及び別表10）については、一人の債務者が同時に複数債権の申し出を行っている場合、それぞれの債権ごとに概要を記載し提出することになるのか。それとも、概要が分かれば、一つの概要欄に取りまとめて記載してもよいのか。	別紙様式第2号の別表5、別表6、別表9及び別表10について、債権ごとに記載してください。同一の債務者が複数の債権の申込みを行っている場合には、それぞれの債権ごとに概要を記載することとなります。
4	別紙様式第1号及び第2号における「貸付債権」は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条第1項に規定する「債権」という理解でよいか。	別紙様式第1号及び第2号における「貸付債権」の範囲は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条第1項における「債権」ではなく、同項における「貸出金」です。
5	別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意1において、別表中の各欄の集計は、「貸付けの条件の変更等の申込みを受けた日を基準に」行うとあるが、申込みを受けた日の金額について把握することが困難であるため、集計可能な基準日（例えば、申込みを受けた日の前月末基準）により、集計することとしてもよいか。	別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意1にあるとおり、同様式の別表中の各欄の集計は、「貸付けの条件の変更等の申込みを受けた日」を基準に行うこととなります。
6	貸付けの条件の変更等の申込みに対して、一部実行した場合（例えば、3ヶ月の返済猶予の申込みに対して、1ヶ月のみ猶予する場合）、「実行」に該当するのか「謝絶」に該当するのか。	債務者との合意に基づき、当初の申込み内容と異なる内容の貸付けの条件の変更等を実行することとなった場合であっても、「実行」に該当します。

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	コメントの概要	金融庁の考え方
● 中小企業金融円滑化法別紙様式関係		
7	貸付けの条件の変更等について、貸付債権額の一部が「謝絶」となり、残りが「実行」となった場合について、どのように記載をすればよいか。	債務者との合意に基づき、当初の申込み内容と異なる内容の貸付けの条件の変更等を実行することとなった場合であっても、「実行」に該当します。 また、別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意1にあるとおり、同様式別表中の各欄の集計は、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた日を基準に行うこととされています。従って、例えば、1億円の貸付債権について貸付けの条件の変更等の申込みを受けた場合であって、うち1,000万円については当初スケジュールどおりの返済を求め、残りの9,000万円については返済猶予等を実行することとしたときは、債務者との合意に基づくものであれば、「申込み」1件(1億円)に対し「実行」1件(1億円)と計上することとなります。
8	「複数の貸付債権」を「条件変更対応保証を受けた貸付債権」へ借り換える場合、または複数の貸付債権を一本化する等の貸付けの条件の変更等を行う場合、「審査中」は「申込みの件数」で計上し、「実行」では「まとめた後の件数」で計上するという解釈でよいか。なお、この方法で計上した場合、申込み時の入口の件数と最終的な出口の件数は不一致となるが、差し支えないか。	別紙様式第1号及び第2号の別表中の各欄の集計は、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた日を基準に、貸付債権ごとに行うこととしており、貸付けの条件の変更等の実行により貸付債権を一本化した場合であっても、申込み時点の債権の件数及び金額を記載することとなります。したがって、申込み時点と実行時点の件数・金額は一致します。
9	過去に貸付けの条件の変更等をしている債権を、期間中に貸付けの条件の変更等をした場合も開示の対象となるのか。	ご指摘の通り、過去(法の施行日前)に貸付けの条件の変更等を行っている債権であって、法の施行日以後に(再度)申込みを受けて実行した債権についても、別紙様式第1号及び第2号別表中の各欄に集計することとなります。
10	別紙様式第1号及び第2号の別表1から別表4の記載に関して、法施行日前に申込みを受けた事例は、集計に含まれないという理解でよいか。	貴見のとおりです。
11	別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意2に「法の施行日から各期末までの累積額及び累積件数を記載すること」とあるが、同様式の別表中の「審査中」の欄には、各期末における審査中の数または額のみを記載する(審査中の欄に累積はさせず、審査中の審査結果を翌期の実行・謝絶等の欄に反映させる)との理解でよいか。	貴見のとおりです。
12	別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意2に「法の施行日から各期末までの累積額及び累積件数を記載すること」とあるが、同一債権に関して、期間中、貸付けの条件の変更等を複数回繰り返すような場合であっても、累積して計数を把握してよいか。	貴見のとおりです。なお、金融機関におかれては、日頃の債務者とのリレーションを活かして、債務者が望んでいる貸付けの条件の変更等の内容をできるだけ具体的に導き出して頂くことが重要です。従って、件数・金額を増やすことを目的として、恣意的に短期の貸付けの条件の変更等を反復・継続することは法の趣旨にそぐわないことにご留意ください。

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	コメントの概要	金融庁の考え方
●中小企業金融円滑化法別紙様式関係		
13	<p>「貸付けの条件の変更等」の範囲について、法第4条1項では、「当該貸付けの条件の変更、旧債の借換え、当該中小企業者の株式の取得であって当該債務を消滅させるためにするものその他の当該債務の弁済に係る負担の軽減に資する措置」とされている。そして、別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意4では、「貸付けの条件の変更等」について、貸付債権に係る元本の返済猶予、返済期限の延長、旧債の借換え、中小企業者の株式の取得であって当該債務を消滅させるためにするもの、代物弁済の受領及び利息の支払猶予が含まれるとされている。これに対し、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ(4)における「貸出条件緩和債権」は、「金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」と定義されている。当該定義を勘案すると、法における「当該債務の弁済に係る負担の軽減に資する措置」には、金利減免や債権の一部放棄なども含まれると考えられるが、そうした理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
14	<p>既に貸付けの条件の変更等に応じた債権に関する追加融資の申込みを受け、その申込みを謝絶した場合は、「旧債の借換え」に該当するものとして、別紙様式第1号及び第2号の別表に集計されるという理解でよいか。また、既に貸付けの条件の変更等に応じた債権以外の案件に関する追加融資の申込みを受けた場合は、「旧債の借換え」には該当せず、別表に集計されないとの理解でよいか。</p>	<p>例えば、旧債3,000万円に対して5,000万円の借換への申込みがあった場合には、3,000万円(申込み時点における対象債権の金額)を別紙様式第1号及び第2号別表中の各欄に集計することとなります。</p> <p>また、既に貸付けの条件の変更等を実行した債権以外の案件に関する追加融資については、別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意4の「貸付けの条件の変更等」に該当しないため、同様式別表中の各欄に集計する必要はありません。</p>
15	<p>元本の返済猶予について、直近の契約内容と比較して、元本の返済を減額したような場合だけが開示・報告の対象となるのか。例えば、当初借入時には、毎月100万円の月賦返済をしているような先が、一旦貸付けの条件の変更等をして毎月10万円割賦としたが、その後、毎月20万円割賦に増額しているような場合、直近の契約内容よりは割賦額を増額させているが、当初よりは猶予している。このような場合も元本の返済猶予として開示の対象となるのか。</p>	<p>債務者から元本の返済猶予等の申込みを受けた場合には、現在の契約内容と比較して、当該元本の返済猶予等が当該債務者の経営再建又は支援を図ることを目的としたものとなっているときは、別紙様式第1号及び第2号の別表中の各欄に集計を行うこととなります。</p>
16	<p>返済期限の延長について、期日一括返済を繰り返しているような先に対し、一括返済ができずに期限延長する場合は、返済期限の延長に該当するのか。</p>	<p>期日一括返済を繰り返している債務者に対して期限延長を行うようなケースは、返済期限の延長に該当するものと考えられません。</p>

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	コメントの概要	金融庁の考え方
● 中小企業金融円滑化法別紙様式関係		
17	旧債の借換えについて、借換時に併せて新規の資金需要に対応(1本の融資として)したが、割賦金額が減少したような場合は開示の対象となるか。またこの時、割賦金額が少しでも増加すれば開示の対象とならないか。借換時に、旧債の割賦金合計額と借換後の割賦金額を比較して、減額となっていれば対象となるのか。また、借換に伴い期間を延長していれば、割賦金額の多少に関係なく、対象となるのか。	債務者に対して行う元本の返済猶予等が、別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意4に規定する「貸付けの条件の変更等」に該当するか否かの判断に当たっては、割賦金額の増減といった形式的な基準により判断するのではなく、あくまで当該元本の返済猶予等が「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として行うもの」であるか否かによって判断することとなります。
18	旧債の借換えについて、他行の債権を借換えた場合は開示の対象となるのか。	他の金融機関からの借換えは、貸付けの条件の変更等には該当しません。従って、自金融機関においても他の金融機関においても、別紙様式第1号及び第2号の別表中の各欄に集計する必要はありません。
19	住宅ローン等の定型商品における軽微な条件変更は開示の対象外となっていると理解しているが、当初20年で借入れた融資を、定型商品で適用できる最長融資期間(当金庫の場合は35年)まで延長するような場合は、通常予定される貸出条件の範囲内のものとして、開示の対象外となると理解してよいか。	別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意4に規定する「貸付けの条件の変更等」は、「住宅ローン等の定型商品における軽微な条件変更など通常予定される貸出条件の範囲内でのもの」を除外するものではありません。
20	経営支援を目的とした貸付けの条件の変更等は、従来より反復継続して行なっている場合も多く、債務者側からの申込みが明示的に行われるとは限らない状況にある(特に手形貸付の継続の場合、自己査定では条件変更と査定しているが、債務者は条件変更をしているという意識が少ない)。そうした中で、開示・報告の対象は、債務者からの本法に基づく貸付けの条件の変更等であるとの申込みがあったもののみとなるのか。あるいは、本法に基づくものか必ずしも明示されない貸付けの条件の変更等も対象に含まれるのか。	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、元本の返済猶予等を反復・継続して行っている場合は、仮に申込みが明示的に行われていないときであっても、「申込み」として別紙様式第1号及び第2号別表中の各欄に集計することとなります。また、同様式別表中の各欄の集計対象は、債務者が「中小企業金融円滑化法に基づくものである」と明示した貸付けの条件の変更等の申込みに限定されるものではありません。同様式別表の記載上の注意4及び5における「貸付けの条件の変更等」に該当するものであれば、全て集計対象となります。
21	報告の対象となる「貸付け条件の変更等」について、住宅ローンにおけるボーナス月返済を毎月返済に振替えることによる条件変更も含むものと解釈し、貸付けの条件の変更等の「実行」として計上してよいか。また、この場合、「貸付け条件の変更等」の定義について、「年間返済額を増加させない定例返済額の変更」等の追記を検討してほしい。	別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意4にあるとおり、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として行う元本の返済猶予等は、全て「貸付けの条件の変更等」に該当します。

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	コメントの概要	金融庁の考え方
● 中小企業金融円滑化法別紙様式関係		
22	別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意5において、「元本の返済猶予等が、正常な運転資金を供給することを目的として、短期的な貸付により、同一条件で継続的かつ反復して行われている場合は、当該元本の返済猶予等は「貸付の条件の変更等」に該当しないものとする。」とされているが、同一条件とは、貸付元本・金利・期間などの点で完全に条件が一致しなければ、元本の返済猶予等に該当することになるのか。例えば、市場金利を基準金利としている場合など、期限到来のたびに金利改定がなされるが、この場合、同一条件ではないとみなしてよいか。	別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意5の前段における規定は、実質的に同一の条件であることを想定しているものであり、貸付の元本・金利・期間などについて完全に条件が一致しているケースに限定するものではありません。ご指摘のように、例えば市場金利を基準金利としている場合には、期限到来のたびに金利が改定されることとなりますが、このような場合は「同一条件」であるとみなして差し支えありません。
23	別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意5において「元本の返済猶予等が、正常な運転資金を供給することを目的として、短期的な貸付により、同一条件で継続的かつ反復して行われている場合」であっても元本の返済猶予等を拒否した場合には「謝絶」に計上することとなるが、4半期末時点で「審査中」の場合には、全て報告の対象外という理解でよいか。なお、この場合であっても、平成23年9月末においては、「審査中」の貸付債権については、全て「謝絶」とみなされることから、「申込み」及び「謝絶」に係る貸付債権に計上することとなるとの理解でよいか。	貴見のとおり、正常な運転資金を供給することを目的として、短期的な貸付けにより、同一条件で継続的かつ反復して行われている元本の返済猶予等については、期末時点で「謝絶」に至っていない場合には開示・報告の対象外となります。また、平成23年9月末において「謝絶」に至っていない場合についても、開示・報告の対象外となります（「謝絶」に係る貸付債権に計上する必要はありません）。
24	別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意5において、「元本の返済猶予等が、正常な運転資金を供給することを目的として、短期的な貸付により、同一条件で継続的かつ反復して行われている場合は、当該元本の返済猶予等は「貸付の条件の変更等」に該当しないものとする。」とされているが、「正常な運転資金」とは、正常先に対する運転資金に限定されているという理解でよいか。あるいは、要注意先以下の債務者に対するものであっても正常な運転資金に該当するケースは有り得るといえるのか。また、正常先に対する短期的融資で「正常な運転資金」に該当しないものもあり得るのか。	「正常な運転資金」とは、正常な営業を行っていく上で恒常的に必要と認められる運転資金を指すものです。従って、正常先に対する運転資金であれば必ず「正常な運転資金」に該当するというものではなく、また、要注意先に対する運転資金であっても「正常な運転資金」に該当するものがあり得ると考えられます。

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	コメントの概要	金融庁の考え方
● 中小企業金融円滑化法別紙様式関係		
25	別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意5において「元本の返済猶予等が、正常な運転資金を供給することを目的として、短期的な貸付により、同一条件で継続的かつ反復して行われている場合は、当該元本の返済猶予等は「貸付の条件の変更等」に該当しないものとする。」とされているが、破綻懸念先以下は、資産査定上、正常な運転資金が認められないため、破綻懸念先以下の元本の返済猶予等が短期的な貸付けにより、同一条件で継続的かつ反復して行われている場合は、原則として経営再建又は支援を図る目的として取扱ってよいか。	貴見のとおりです。
26	別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意5において「元本の返済猶予等が、正常な運転資金を供給することを目的として、短期的な貸付により、同一条件で継続的かつ反復して行われている場合は、当該元本の返済猶予等は「貸付の条件の変更等」に該当しないものとする。」とされているが、取引状況や継続申出のタイミング等により、正常な運転資金(収支ずれ)の範囲か否かの判定が困難なケースがあると考えられるが、そのような場合は正常な運転資金ではないものとして、開示・報告の対象となるという理解でよいか。	正常な運転資金を供給することを目的とするものと判断される場合には、別紙様式第1号及び第2号の別表中の各欄に集計する必要はありません。 ただし、同様式別表の記載上の注意5但し書にあるとおり、正常な運転資金を供給することを目的として、短期な貸付けにより、同一条件で継続的かつ反復して行われている元本の返済猶予等であっても、当該元本の返済猶予等を行うことを拒否する場合には、すべからく「謝絶」に計上することが求められることにご留意ください。
27	別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意5において「元本の返済猶予等が、正常な運転資金を提供することを目的として、短期的な貸付けにより、同一条件で継続的かつ反復して行われている場合は、「貸付けの条件の変更等」に該当しないもの」とされているが、売上減少等の影響で貸出金額が正味運転資金の金額を超過するようなケースであっても、当該貸金を継続していれば、「貸付条件の変更等」には該当せず、開示・報告の対象外という理解でよいか。	正常な運転資金の超過が一時的なものであり、正常な運転資金を供給することを目的とするものと判断される場合には、別紙様式第1号及び第2号の別表中の各欄に集計する必要はありません。 ただし、同様式別表の記載上の注意5但し書にあるとおり、正常な運転資金を供給することを目的として、短期な貸付けにより、同一条件で継続的かつ反復して行われている元本の返済猶予等であっても、当該元本の返済猶予等を行うことを拒否する場合には、すべからく「謝絶」に計上することが求められることにご留意ください。

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	コメントの概要	金融庁の考え方
●中小企業金融円滑化法別紙様式関係		
28	<p>別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意5において「元本の返済猶予等が、正常な運転資金を供給することを目的として、短期的な貸付により、同一条件で継続的かつ反復して行われている場合」であっても元本の返済猶予等を拒否した場合には「謝絶」に計上することとされている。この場合、</p> <p>①「謝絶」をした日を申込み日とみなして集計するという理解でよいか。</p> <p>②正常先の正常な運転資金の「謝絶」については開示・報告の対象外との理解でよいか。</p> <p>③正常な運転資金を超過していても、短期的な貸付けにより、同一条件で継続的かつ反復している場合があるが、通常、債務者より明示的な申し出がないまま取扱っている。このような場合であっても「貸付けの条件の変更等」に該当し計上するという理解でよいか。</p>	<p>①について、貴見のとおりです。</p> <p>②について、別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意5但し書にあるとおり、正常な運転資金を供給することを目的として、短期的な貸付けにより、同一条件で継続的かつ反復して行われている元本の返済猶予等であっても、当該元本の返済猶予等を行うことを拒否する場合には、すべからず「謝絶」に計上することとなります。</p> <p>③について、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、元本の返済猶予等を反復・継続して行っている場合は、仮に申込みが明示的に行われていないときであっても、「申込み」として別紙様式第1号及び第2号別表中の各欄に集計することとなります。</p>
29	<p>①別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意にある「条件変更対応保証を受けた貸付債権に借り換えられる予定の貸付債権について、最初の借換えの後に条件変更対応保証を受けた貸付債権に再度借り換えられるもの」という表現は分かり難いため、もう少し明確な表現に改めていただきたい。</p> <p>②別紙様式第1号及び第2号記載上の注意「条件変更対応保証を受けた貸付債権に借り換えられる予定の貸付債権について、借換え時に複数の貸付債権に分割して借り換えられるものにあたっては、そのすべてが条件変更対応保証を受けた貸付債権に借り換えられる日までの間は、上記の表に準じた表を適宜作成することとする。」とあるが、分割した貸付債権は、分割後の債権額および件数で計上するという理解でよいか。</p> <p>③平成23年9月末において、信用保証協会が審査中の案件も、条件変更対応保証に係るものと同様、除外されるという認識でよいか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、条件変更対応保証を受けた貸付債権に関する別紙様式第1号及び第2号別表中の各欄への集計方法は、条件変更対応保証を受けていない貸付債権に関する集計方法と平仄を合わせることにし、当該記載上の注意は削除いたしました。</p> <p>条件変更対応保証を受けた貸付債権に関する集計方法は、以下のとおりです。</p> <p>(1)当初償還期限の延長を伴う場合は、借換えが行われる度に「申込み」「実行」にそれぞれ1件ずつ(金額は、借り換えられる債権の額)計上。</p> <p>(2)当初償還期限の延長を伴わない場合は、借換えが行われる時点で「申込み」「実行」にそれぞれ1件ずつ(金額は、借り換えられる債権の額)計上。</p> <p>(3)保証を段階的に付与する場合は、当該保証が段階的に付与される度に「申込み」「実行」にそれぞれ1件ずつ(金額は、各時点において保証が付与される債権の額)計上。</p> <p>なお、(1)～(3)いずれの場合においても、平成23年3月末までに申込みを受けた貸付債権について、「審査中」の案件が残っている限り、平成23年9月末まで別紙様式第1号及び第2号により開示・報告を行うこととなります。</p>
30	<p>債務者の申込時点において、既に期限の利益を喪失している債権について、受付件数として開示・報告の対象となるのか。申込みを検討した結果、期限の利益を再度付与した場合には、開示・報告の対象となるのか。申込みを検討した結果、謝絶した場合には、開示・報告の対象となるのか。</p>	<p>債権の返済が遅滞している場合に、金融機関が当該債権の回収を行っていないことのみをもって、当該金融機関が貸付けの条件の変更等を「実行」したとみなすものではありません。</p> <p>債務者から貸付けの条件の変更等の申込みを受けて、これを実行又は謝絶したときに初めて「実行」又は「謝絶」として計上することとなります。</p>

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	コメントの概要	金融庁の考え方
●中小企業金融円滑化法別紙様式関係		
31	開示・報告の対象となる「貸付けの条件の変更等の申込み」とは債務者より貸付けの条件の変更等を行いたいと意思表示のあったものであり、意思表示前の相談のレベルは含まないという理解でよいか。含むとすれば具体的にどのような場合が該当するのか明記してほしい。	ご理解のとおり、「貸付けの条件の変更等の申込み」とは、貸付けの条件の変更等の具体的な内容が確認できるものを指し、事前の相談を含むものではありません。 なお、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針」のⅡ-1-2-1(1)において、「債務者から貸付けの条件の変更等の申込みに関する相談を受けた場合には、当該相談に真摯に対応しているか。当該相談に係る貸付けの条件の変更等の申込みを妨げていないか」との着眼点が設けられていることにご留意ください。また、金融機関におかれては、日頃の債務者とのリレーションを活かして、債務者が望んでいる貸付けの条件の変更等の内容をできるだけ具体的に導き出して頂くことが重要です。
32	債務者から貸付けの条件の変更等の申込みを口頭等で受付け、正式な相談用紙等を郵送または手交後、一定期間申込みの回答がなく、電話連絡も取れない場合は開示・報告においてどのように取扱えばよいか。	債務者との連絡が取れない場合であっても、貸付けの条件の変更等の申込みの日から3ヶ月を経過した日又は貸付債権の支払期日のいずれか遅い日を過ぎてもなお「審査中」のものについては、「謝絶」をしたものとみなされます。なお、別紙様式第1号及び第2号中において、「謝絶」に係る貸付債権の金額・件数の中に債務者との連絡が取れない事例に係る貸付債権の金額・件数が含まれていることを注記することは差し支えありません。
33	別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意の10について、謝絶後再度貸付けの条件の変更等の申込みを受けて「取下げ」があった場合には、「申込み」に係る貸付債権及び「謝絶」に係る貸付債権には再度計上しないのか。また、謝絶後再度貸付けの条件の変更等の申込みを受けて「審査中」である場合には、当該期末の「申込み」には再度計上せず、審査の結果実行をした場合にのみ、翌期末の「申込み」、「実行」に計上するのか。	貴見のとおりです。
34	別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意10における「申込みの日から3ヶ月を経過した日」とは申込み日の3ヶ月後の応答日からとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
35	一度貸付けの条件の変更等の申込みを「謝絶」したもののについて、再度債務者からの申込みがあった案件については、「実行」した場合にのみ実績に計上することとされているが、再度債務者からの申込みがあり「審査中」の状態です四半期末を迎えた場合、「実行」した場合に該当しないことから、申込みおよび審査中に計上しない(当該四半期末には計上しない)という理解でよいか。	貴見のとおりです。

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	コメントの概要	金融庁の考え方
●中小企業金融円滑化法別紙様式関係		
36	貸付けの条件の変更等の調整等に時間を要すると判断される場合、まず元本等の返済一時停止を行った後、具体的な検討を行う手続きを踏むことがある。返済一時停止を行っているにも関わらず、この場合も3か月経過時点で謝絶とみなされるのは実務の実態にそぐわない。このため、こうした場合は「審査中」とすることを検討してほしい。	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として元本等の返済一時停止を行う場合は、別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意4の「貸付けの条件の変更等」に該当し、同様式別表中の「申込み」と「実行」にそれぞれ(1件ずつ)計上することとなります。 その上で、返済一時停止後に、追加的な貸付けの条件の変更等を検討している場合は、「申込み」と「審査中」にそれぞれ(1件ずつ)計上することとなります。
37	謝絶後再度申込みを受け付けた場合、当該受付段階では「申込み」に計上するかどうかの判断ができないことになるが、特に、「申込み」と「実行」が期をまたぐ場合には、再申込み後に「実行」した期に「申込み」と「実行」を計上するとの取り扱いで良いか。	貴見のとおりです。謝絶後再度申込みを受け付けた場合は、当該受付段階では「申込み」に計上する必要はありません。再申込み後に実行した際に、「申込み」と「実行」に計上することとなります。
38	別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意10において「信用保証協会において、当該貸付債権に係る債務の保証を応諾するか否かの判断に至っていないものを除く」とされているが、基準日前営業日によりやく信用保証協会から「応諾」の連絡を受け、基準日時点では手続のみ未済となるような場合、同様に「謝絶」件数から除かれるのか。	ご指摘のような、基準日前営業日に信用保証協会等から「応諾」の連絡を受けたような場合、基準日時点で「審査中」になるものについては、「謝絶」に該当することとなります。 なお、別紙様式第1号及び第2号中において、「謝絶」に係る貸付債権の金額・件数の中に、信用保証協会等から「応諾」の連絡があったものの未だ実行に至っていない事例に係る貸付債権の金額・件数が含まれていることを注記することは差し支えありません。
39	申込日から3ヶ月を経過し、「謝絶」とみなしてから「実行」した場合は、実際には再度の「申込み」はないことが多いが、再度の「申込み」があったものとみなして集計するという理解でよいか。この場合、「謝絶」した日を再度の申出があった日とみなすという理解でよいか。	貴見のとおりです。明確化を図るために、別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意10において、「ただし、「謝絶」をしたものとみなされたものについて、その後「実行」をした場合には、「申込み」を受けた貸付債権及び『実行』に係る貸付債権に計上することとする。」を追記いたしました。
40	債務者の貸付けの条件の変更等の申込みに一部条件を付けて承諾した場合に、条件が合わないから債務者が取下げた場合は、「取下げ」と「謝絶」のどちらに該当すると考えるのか。	債務者の意思で申込みを撤回した場合は「取下げ」となりますが、債務者が金融機関の提示した条件に合意せずに3ヶ月経過した場合は「謝絶」となります。中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針Ⅱ-1-2-1(1)及び(3)において、「債務者から貸付けの条件の変更等の申込みがあった場合には、債務者の意思に反して当該申込みを取り下げさせていないか」、「貸付けの条件の変更等に条件を付す場合には、その内容を可能な限り速やかに債務者に提示し、十分説明しているか」という着眼点が設けられていることにもご留意ください。 なお、「謝絶」には、金融機関が明示的に債務者の申込みを拒否した場合に加え、例えば、債務者が十分に時間的余裕をもって申込みをしたにもかかわらず、金融機関が全くとりあわず支払い期限を迎えたような場合など、状況から判断して拒否したとみなされる場合も含まれます。
41	債務者の代理人弁護士による債務整理の受任通知等を受領した場合、債務者の意思で申込みを撤回したものとみなし、「取下げ」とみなしてよいか。	別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意12において、債務者の意思で申込みを撤回していない場合であっても、「取下げ」に係るものとみなす事例を限定列挙(債務者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けた場合)しています。

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	コメントの概要	金融庁の考え方
● 中小企業金融円滑化法別紙様式関係		
42	別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意12に規定する「取下げ」における債務者の意思の確認は、口頭による確認でもよいと理解してよいか。	貴見のとおりです。
43	別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意13の「債務者から他の金融機関に対しても貸付への条件変更等の申込みを行った旨の情報提供」について、金融機関には、債務者の同意を得て、他の金融機関へ申込みの有無を照会することが義務付けられているのか。	別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意13及び14における「債務者の同意を得て他の金融機関に当該申込みの有無を照会」することは、義務付けられているものではありません。
44	他の金融機関への照会及び回答は文書によるものだけではなく、口頭による照会および回答であっても、自行において、何らかの記録が残されていなければ構わないとの理解でよいか。	別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意13において、「債務者の同意を得て他の金融機関に当該申込みの有無を照会」とありますが、これは文書での照会に限られません。
45	別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意13の「当該債務者の同意を得て、他の金融機関に当該申込みの有無を照会したが、当該申込みの事実が確認できなかった場合」とは、照会を受ける金融機関が顧客からの同意を取得できない限り、守秘義務の観点から、照会に回答することはできないものと理解してよいか。また、照会しても回答が得られない場合は「当該申込みの事実が確認できなかった場合」に該当するのか。	貴見のとおりです。
46	別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意14における「債務者から他の金融機関が法の施行日後に貸付けの条件の変更等を実行した旨の情報提供を受けた場合」には、債務者からの口頭での情報提供は含まれないのか。	債務者からの情報提供は書面には限られておらず、口頭での情報提供も含まれます。

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	コメントの概要	金融庁の考え方
●中小企業金融円滑化法別紙様式関係		
47	別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意13及び14の「他の金融機関から貸付けの条件の変更等に係る連携の要請を受けた場合」の記載にあたっては、他の金融機関の実行の事実確認を行う必要があるのか。	別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意14にあるとおり、同様式別表3及び4における「他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合」とは、「債務者から他の金融機関が法の施行日以後に貸付けの条件の変更等を実行した旨の情報提供を受けた場合」又は「他の金融機関から貸付けの条件の変更等に係る連携の要請を受けた場合」を指すものです。 したがって、「他の金融機関から貸付けの条件の変更等に係る連携の要請を受けた場合」であって、自金融機関が貸付けの条件の変更等を謝絶したときは、他の金融機関が貸付けの条件の変更等を最終的に実行したか否かが確認できていなくとも、「うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合」に計上する必要があります。 なお、この場合において、他の金融機関が貸付けの条件の変更等を最終的に実行したか否かについて当該他の金融機関に確認を行い、実行に至っていないことが判明したときは、計上する必要はありません。(ただし、他の金融機関への確認を義務付けるものではありません。)
48	別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意15、16及び18にある「上記の表に準じた表」は、平成23年3月末以降も再度借り換えられる日までは、別表1～4に準じた表を作成するが、開示の必要はないとの理解でよいか。	各別表に準じて適宜作成された表についても、当然に開示の対象となります。
49	別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意20において「平成23年9月末において「審査中」の貸付債権(条件変更対応保証に係るものを除く。))については、「謝絶」に係る貸付債権に計上することとする。」となっているが、平成23年9月末までは、開示・報告を行う必要があるのか。また、この場合、説明書類の縦覧は平成24年9月末までとなるのか。	平成23年3月末までに申込みを受けた全ての貸付債権について、「審査中」の案件が残っている限り、平成23年9月末まで別紙様式第1号及び第2号により開示・報告を行うこととなります。 なお、説明書類の縦覧の期間についても、貴見のとおりです。
50	別紙様式第1号及び2号の別表3及び別表4にある「法の施行日後」という記述は、施行日を含まないと解釈されるおそれがあるため、「法の施行日以後」に修正した方が良いのではないか。	ご指摘を踏まえ修正いたしました。
51	別紙様式第1号及び第2項の別表3及び別表4にある「信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者」とは、信用保証協会付きの融資の利用が一切ない貸出先のことと理解してよいか。	当該申込みは、信用保証協会等による保証が付されていない債権に係る貸付けの条件の変更等の申込みを指すものであり、当該貸付けの条件の変更等の申込みを行った債務者について信用保証協会等の保証が付された融資が一切ないという趣旨ではありません。

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	コメントの概要	金融庁の考え方
● 中小企業金融円滑化法別紙様式関係		
52	別紙様式第2号の別表5、別表6、別表9及び別表10において、貸付けの条件の変更等の申込みの「取下げ」、「謝絶」に関する事案に係る個別債務者の氏名等が報告対象となっている。当該事項は、金融機関による不当な「貸し渋り」に対する牽制ともなり得る一方、当該債務者に関するある意味「機微」情報を行政庁に報告することとなり、個人情報及びプライバシー上、相当程度の配慮を要するものと考えられる。当該事項を報告対象として明示している必要性を確認したい。なお、仮に債務者を特定しなくとも、虚偽報告は罰則の対象となることから、牽制機能は保たれるのではないか。	法律の実効性を確保する観点から、中小企業向け融資・経営改善支援への取組み状況を検査・監督において検証することとしており、当該検査・監督において問題のある事案を抽出するため、債務者の氏名等を行政報告の対象としております。当該行政報告で得られた情報の取扱いには万全を期してまいります。
53	別紙様式第2号の別表5及び6には、「取下げ」、「謝絶」に関する事案について全て記載するとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
54	別紙様式第2号別表7～10は住宅資金借入者向けのものだが、個人向け(含む資産管理会社向け)のアパートローンの場合についても、別表7～10に記載してもよいか。	別紙様式第1号及び第2号別表7～10は、あくまで住宅資金借入者からの貸付けの条件の変更等の申込みを集計するものです。アパートローンについては、法第4条第1項に規定する「中小企業者」の定義に該当するものであれば、同様式別表1～6の各欄に集計をすることとなります。
55	別紙様式第1号における法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針や体制整備の状況の開示は、概要を記載することで足りるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。
56	別紙様式第1号における法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針や体制整備の状況の開示は、協同組織金融機関においては、法施行日以後第1回目の説明書類の縦覧から開示するとの理解でよいか。また当該方針や体制整備の状況について、説明書類とは別に開示することは必須ではないと理解してよいか。	貴見のとおりです。
57	別紙様式第1号の説明書類について、協同組織金融機関は半期ごとに作成・縦覧とされていることから、同様式別表1～6における「6月末」および「12月末」の欄には記載を要しないと理解してよいか。	貸付けの条件の変更等の対応措置の状況の開示・報告の頻度は、協同組織金融機関については事務負担に配慮し、半期ごととなっております。ただし、その期中の状況を他の金融機関と同様に開示・報告していただくため、協同組織金融機関においても、別紙様式第1号及び第2号の別表の記載に従い、6月末及び12月末の各欄に記載することとしております。

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

通番	コメントの概要	金融庁の考え方
●中小企業金融円滑化法別紙様式関係		
58	<p>協同組織金融機関の代理貸付制度にかかる委託元と委託先(以下「代理店」)の関係について、</p> <p>①別表中の「貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権」には代理貸付によるものも含まれると思料するが、代理貸付分の縦覧および当局報告は、委託元と代理店がどちらが行うのか。代理店が行う場合には、代理貸付分は代理店のプロパー分に含めて行ってよいのか。</p> <p>②代理貸付の制度上、規定していない内容の条件変更の申込みを断った場合(例えば、融資期間35年の融資商品に対して、さらに5年延長の申込みがあった場合等)も「謝絶」と解するのか。</p> <p>③代理貸付の貸付けの条件の変更等は、債務者より代理店を通じて申込みがなされるが、代理店の専決で対応が決する場合がある。債務者からの既存代理貸付の貸付けの条件の変更等に対し、代理店がプロパー対応(プロパー借換による代理貸付の期限前弁済の発生)した場合は、委託元からみて「謝絶」と解するのか。それとも「取下げ」と解するのか。あるいは、「実行」したと解することも可能なのか。一方、代理店からみた場合はどのように考えるのか。</p> <p>④別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意13では、「債務者から他の金融機関に対しても貸付けの条件の変更等の申込みを行った旨の情報提供を受けた場合」とあるが、債務者からの一方的な情報提供のみでよいのか。他の金融機関に照会することが必須なのか。</p> <p>⑤④に関して、他の金融機関から条件変更の有無の照会を委託元が受けた場合に、代理店が専決で謝絶していたような場合は、委託元として、照会時には把握できていないことも想定される。この場合、委託元としては、他の金融機関に対する回答としてどこまで確認のうえ対応する必要があるのか。</p>	<p>①について、代理貸付における債権者はあくまで委託金融機関であることから、代理貸付分に係る貸付けの条件の変更等について、受託金融機関が別紙様式第1号及び第2号別表中の各欄に集計する必要はありません。</p> <p>受託金融機関は、代理貸付分に係る貸付けの条件の変更等の実行の有無について(プロパー分の集計と同等の注意をもって集計の上)委託金融機関に対して情報提供を行い、委託金融機関は、当該情報提供に基づいて同様式別表中の各欄に集計を行うこととなります。</p> <p>②について、別紙様式第1号及び第2号別表の記載上の注意10にあるとおり、「謝絶」とは「実行」を拒否することであり、商品設計上想定されていない貸付けの条件の変更等の申込みを拒否した場合を例外とするものではありません。</p> <p>③について、受託金融機関による委託金融機関からのプロパー借換えは、貸付けの条件の変更等には該当しません。従って、受託金融機関においても委託金融機関においても、別紙様式第1号及び第2号別表中の各欄に集計する必要はありません。</p> <p>④について、他の金融機関への照会を義務付けるものではありません。なお、債務者の同意を得て他の金融機関へ照会することは差し支えありません。</p> <p>⑤について、他の金融機関から照会を受けた場合には、守秘義務に留意しつつ、債務者の同意を前提に、委託金融機関として把握している情報の範囲内で、これに応じるよう努めてください。</p>
59	<p>公的金融機関による委託を受けて行っている代理貸付については、開示・報告の対象となるのか。</p>	<p>代理貸付における債権者はあくまで委託金融機関であることから、代理貸付分に係る貸付けの条件の変更等について、受託金融機関が別紙様式第1号及び第2号別表中の各欄に集計する必要はありません。</p>
60	<p>開示対象となる「貸付債権」には、例えば、CLOのように、信託銀行に債権譲渡を行っているものの、当行が当該信託銀行より事務受任を受けサービシングを行っているような譲渡債権は含まれるのか。それとも、譲渡後の債権者である信託銀行からの開示対象とし、その件数・金額の把握において、事務受任者として信託銀行に協力する形になるのか。</p>	<p>信託銀行に債権譲渡を行っているような場合、当該債権は自金融機関の貸借対照表からはオフバランス化されていることから、別紙様式第1号及び第2号別表中の各欄に集計する必要はありません。</p>